

2025 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する  
動画広告掲出業務委託

# 仕様書

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会  
事務局

## 1. 件名

2025年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する動画広告掲出業務委託

## 2. 概要

経営層を中心にビジネスパーソンを対象に本プロジェクトへの興味・関心を喚起し、プロジェクトの認知度向上を図ることを目的とし、動画広告による広告展開を実施する。

## 3. 契約期間

2025年4月1日（火）から2026年3月13日（金）まで

## 4. 履行場所

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会が指定する場所

## 5. 委託業務

委託者が提供する広報用映像を委託者が指定する動画広告媒体に掲出するため、掲出枠の申込み・確保、審査・納品等、必要となる一切の手続き、調整を行う。なお、広告に使用する素材は全て委託者が提供するが、必要に応じて広告出稿に必要な編集やフォーマット変換等を行うこと。

### ア 掲出時期

2025年9月から11月の間を予定しており、具体的にどの映像をどの週に掲出するかは契約後、委託者が指示する。

### イ 掲出素材・掲出枠

別紙1「契約項目及び想定数量」のNo1で掲出する映像は、30秒間の映像である。30秒を1枠とカウントし、合計1枠分を掲出する予定である。受託者の責めによらない理由により掲出枠を確保できなかった場合は、速やかに委託者に報告し、指示に従うこと。その場合、委託者との協議により、別期間での振替掲出や掲出の中止等の対応を決定する。

### ウ 掲出素材の貸与、審査及び納品

(ア)掲出用の映像(審査用を含む。)は、原則として、掲出開始の2週間前までに、委託者から受託者に貸与する。貸与方法について、映像は原則として電子データをパスワードで保護した上で電子メール等で送付する。

(イ)受託者は、委託者の貸与した映像を各媒体会社の審査期限までに納品すること。また、審査結果について、速やかに委託者に報告すること。

### エ 掲出証明書等

原則として掲出枠ごとに、媒体会社が発行した掲出証明書を委託者に提出すること。

また、掲出現場の写真を撮影し、写真及び写真データを提出すること。ただし、複数の週に渡り同じ映像を掲出する場合は、初週のみ撮影すればよいこととする。

## 6. 請求方法

(1)業務完了後、委託者に請求すること。なお、適格請求書発行事業者は、登録通知書の写し又は国税庁

適格請求書発行事業者公表サイトの写しを提出すること。

(2)業務終了後、速やかに別紙2「委託業務完了届」を委託者に提出し、履行の確認を受けること。

## 7 業務履行における遵守事項及び留意点

(1)業務の背景及び目的を十分理解し、本業務の履行にあたること。

(2)受託者は、無理のないスケジュールを立案の上、適切な進行管理を行い、業務を確実に執行すること。

(3)契約締結後、速やかに委託者と打合せを行うこと。日時等は委託者から指示し、受託者と調整の上、決定する。

(4)本業務の履行に当たっては、委託者と十分な調整を行うこととし、委託内容に疑義が生じた場合、直ちに委託者と協議すること。

(5)本業務の履行に伴い発生する成果物等に係る全ての権利は、当実行委員会に帰属する。

(6)本業務に関するデータ類の管理は、善管注意義務を負い、委託者が認める場合を除き、目的外の使用、提供、複写及び複製してはならない。また、委託が終了した後は、これらを速やかに返還し、また、複写及び複製したものについても、その内容が判読不能な状態となるような処理を施した上で、廃棄処分しなければならない。

(7)受託者は、委託事項の実施に際し、関連する法令等を遵守しなければならない。

## 8. 知的財産権、使用権等について

(1)本業務に伴い発生した一切の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は委託者に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないこと。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2)本業務を履行するに当たり、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続を行うこと。

(3)納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 9. 秘密の保持

(1)受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。

(2)受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。

(3)受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。なお、契約終了後においても同様とする。

#### 10. 再委託の取扱い

(1)受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。但し、委託者が書面により承諾をした場合に限り、受託者は本件業務の再委託をすることができる。

(2)この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

#### 11. 損害賠償責任

受託者は、業務の履行に当たり、故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、その損害賠償責任を負うものとする。また、委託者が賠償責任を負った場合でも、受託者の責任も認められた場合には、委託者は受託者に対し求償権を行使することができるものとする。

#### 12. 契約の確定時期

本契約は、2025年度の東京都産業労働局会計予算が2025年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、2025年4月1日に確定される。

#### 13. その他

本仕様書に定めのない事項は、必要の都度、委託者と受託者で協議するものとする。

#### 14. 担当部署

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局（東京商工会議所内）

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-2-2丸の内二重橋ビル4F

電話 03-3283-7388

以上